

## キャッシュレス決済業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、新宿区地域振興部戸籍住民課（以下「戸籍住民課」という。）が区民サービス向上のために導入するキャッシュレス決済業務委託に係る事業者を選定するためのプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (件名)

第2条 プロポーザルの件名は、「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル」とする。  
2 選定した事業者に対する業務の委託件名は、「キャッシュレス決済業務委託」とする。

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 区とは、新宿区をいう。
- (2) プロポーザル担当部長（以下「担当部長」という。）とは、地域振興部長をいう。
- (3) 事務局とは戸籍住民課調整係をいう。
- (4) 参加予定者とは、「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を提出した者をいう。
- (5) 参加者とは、企画提案書等を提出した者をいう。

### (募集要項の公表)

第4条 区は、「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル募集要項」を令和3年7月14日（水）に、区ホームページ（総務部契約管財課）、及び掲示板（総務部契約管財課）に掲出し、公表する。また、戸籍住民課の窓口で配布を行う。なお、公表をもって公募開始とする。

### (プロポーザルの実施内容)

第5条 キャッシュレス決済業務の企画案を募り、最適な企画提案者を受託候補者として選定するものである。

### (応募資格)

第6条 参加予定者が本件プロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。なお、基準日については、公募開始の日とする。また、契約時まで以下に応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

- (1) 割賦販売法を遵守していること。

- (2) 本業務を円滑に遂行するために必要な、組織、人員、資金等を有し、過去3か年度、東京都内の官公庁においてキャッシュレス決済業務の受託実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。  
ただし、入札参加資格を取得していない場合は、登記簿謄本（直近3か月以内に発行されたものに限る。）及び財務諸表（損益計算書、貸借対照表）を提出すること。
- (5) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (6) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあつては、同法に基づき裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (9) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (10) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

#### （参加手続き）

第7条 当該プロポーザルに参加する意思の確認は、「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」（第1号様式）を受領することにより行うものとする。

- 2 「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」には、会社案内等を添付するものとする。
- 3 「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」は、令和3年7月30日（金）午後5時まで、事務局へ提出するものとする。
- 4 提出方法は、以下のとおりとする。
  - (1) 持参 あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。
  - (2) 郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内に必着とする。）

#### （参加の辞退）

第8条 参加者及び参加予定者は、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、当該辞退の理由を付して、「キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を令和3年8月2日（月）午後5時まで、事務局へ提出するものとする。

- 2 提出方法は、以下のとおりとする。

- (1) 持参 あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。
- (2) 郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内に必着とする。）

（企画提案書の提出方法）

第9条 プロポーザルに応募する参加予定者は、次の各号により企画提案書（第2号様式）と提案する決済端末の規格や性能がわかるカタログ等を事務局へ提出するものとする。

- (1) 提出期限は、令和3年7月30日（金）午後5時とし、提出期限までに書類の提出がない場合には、辞退したものとみなす。
- (2) 提出方法は、以下のとおりとする。
  - ア 持参 あらかじめ来庁日時を事務局へ連絡するものとする。
  - イ 郵送（配達証明付書留郵便による郵送に限る。提出期間内に必着とする。）

（企画提案書の仕様）

第10条 企画提案書は、「キャッシュレス業務委託に係るプロポーザル募集要項」の各指示に基づき作成するものとする。

（質問と回答）

第11条 応募を検討する事業者は、募集要項に定めるところにより、プロポーザルの内容について質問を行うことができる。

2 前項の質問に対する回答は、令和3年7月28日（水）午後5時までに事務局が電子メール等により参加予定者全員に対して行う。ただし、特別の事情が認められる場合は、質問を行った事業者に対して回答するものとする。なお、質問に対する回答は募集要項および仕様書と一体の効果を有するものとする。

3 「キャッシュレス業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）は、令和3年7月21日（水）午後5時までに、事務局へ提出するものとする。

4 提出方法はメールによる送信とする。

メールアドレス kosekijumin@city.shinjuku.lg.jp

（評価基準）

第12条 戸籍住民課は、キャッシュレス決済業務委託に係るプロポーザル評価基準（以下「評価基準」という。）を定める。

（選定）

第13条 担当部長より事業者選定の委任を受けた「キャッシュレス決済業務委託に係る事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）は、参加者から提出された企画提案書及び見積書（第2-2号様式）について、書面による選定を行う。

2 前項の選定は、別に定めるところにより設置した評価基準に基づき行うものとし、事業者を選定し、選定委員会は、担当部長に報告する。

- 3 選定委員会の構成員、選定方法その他必要な事項は、「キャッシュレス決済業務委託に係る事業者選定委員会実施要領」による。

(応募者への通知)

第14条 担当部長は、前条第1項の選定の結果について、次の各号に掲げる参加者に対し、当該各号に定める書類により通知する。

- (1) 最適事業者の選定を受けた参加者

「キャッシュレス決済業務委託に係る採用通知書」(第5号様式)

- (2) その他の参加者

「キャッシュレス決済業務委託に係る不採用通知書」(第6号様式)

- (3) 前号の「キャッシュレス決済業務委託に係る不採用通知書」には、不採用の理由を付す。

- (4) 選定後、件名、受託候補者名、選定委員の内訳をホームページにて一年度間公表する。

(その他)

第15条 プロポーザルの参加に要する経費は、参加者及び参加予定者が負担する。

- 2 本実施要領第7条第2項に規定する会社案内等及び第9条第1項により提出された企画提案書等の所有権は、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、参加者又は参加予定者への返却は行わない。

- 3 企画提案書の提出物は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開となる。

- 4 企画提案書の提出物に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

- 5 企画提案書の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。

- 6 令和4年度以降、区がキャッシュレス決済業務を拡張する場合は、契約の期間内において、区と受託者の協議の上、同業務を実施することができる。

- 7 採用された企画提案書(第2号様式)の内容については、区は受託者と協議のうえ、変更することができる。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和3年7月14日から施行する。

この要領は、令和3年9月1日限り、その効力を失う。